

令和3・4年度
高崎市公民館運営審議会
意見具申

令和5年3月29日
高崎市公民館運営審議会

まえがき

令和元・2年度高崎市公民館運営審議会（以下、審議会という）は、社会教育法第29条第2項の規定にもとづき、令和2年3月6日に、高崎市公民館連絡協議会から、「新しい地域づくりの拠点としての公民館のあり方について」と題する諮問をいただきました。この諮問に対し、審議会は鋭意検討した結果、令和3年3月5日に答申し、40の具体的な提案をしました。これについて、公民館では具体的な実践にむけて検討し、また、すでに実践されているところです。

令和3・4年度高崎市公民館運営審議会は、協議の結果、上記答申を精査・検討し、さらに充実、追加すべき事柄を、意見具申として、28の提案をすることにしました。

これの実現のため、以下のことを行ないました。

1) 専門委員会の編成。

2) 追加提言案の募集（全委員に呼びかけて、意見を募った）。

3) 専門委員と地区公民館次長との話し合い。

2) と3) の結果については、審議会、専門委員会に報告、協議をし、追加の提案をまとめました。なお、平成27・28年度答申と密接な関係のある事項についての具体的な提案も行ないました。

今回の意見具申を、令和元・2年度答申とあわせて活用し、新しい地域づくりを目指した公民館事業・活動に活かしていただくよう希望します。今回の意見具申の中には、すでに高崎市の公民館で先駆的に行われている例もありますが、今後、全市的に取り組んでいただきたいことから提案しています。

なお、SDGs（持続可能な開発目標）の目標4（質の高い教育をみんなに）、11（住み続けられるまちづくり）、17（パートナーシップで目標を達成しよう）の実現を、公民館活動の軸に据えることも重要と考えます。

当意見具申は、令和元・2年度答申と同じ章立てになっています。

1 コロナ時代(With コロナ、After コロナ)の公民館活動を模索する

関連:令和元年・2年度答申提案 1~8

提案1 ITを活用した公民館事業の構築を図る

- 1) 「前橋市公民館オンライン (You Tube)」のように、情報を一か所に集めてアクセスしやすくすることを提案します。
- 2) 集会型の講座を、可能な限りその内容を撮影しDVD化して、住民に貸出すことを提案します。
- 3) LINE (ライン) の公式アカウントの活用やメール登録で、地域や公民館の情報が住民に届く方式 (システム) をつくったらいかがでしょうか。これを従来の公民館だよりと併用することが望まれます。
- 4) Google フォームを用いた住民アンケートを実践することを提案します。これにより日ごろ公民館を利用しない住民からの意見を聴くことができます。あわせて、地域課題の明確化や地域人材の掘り起こしもできます。

提案2 地域行事の復興について、地域住民が話し合う機会を設ける

地域住民が地域ごとに工夫して取り組んでいる地域行事・活動の情報交換の機会を設けたらいかがでしょうか。

コロナの蔓延によって多くの地域行事が中断しています。そうした中であっても、創意工夫して地域活動を再開している事例も見られます。率先して地域活動に取り組んでいる事例を公民館がとり上げて、関係団体の情報交換の場 (機会) を設定することを提案します。

提案3 育成会活動を支援 (サポート) する機会を設ける

公民館が主導して、例えば、上毛カルタの練習などを各地区の育成会に呼びかけて実施 (サポート) してみたらいかがでしょうか。

育成会の上毛カルタの練習は、単なる同好会の行事とは異なり身近な公共的な活動とってよいでしょう。その活動を支援することは、地域づくりに役立つ公益性の高い活動といえます。

提案4 ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた公民館活動を支援する。

ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた定期利用団体等への支援として、定期利用団体同士を、新たに横につなぐ工夫を模索することを提案します。

2 公民館における居場所づくりの実現を図る

関連:令和元年・2年度答申提案 9~13

提案5 公民館における居場所づくりの実現を図る

- 1) 公民館で、レクリエーションの活性化を図る行事を積極的に行なうことを提案します。(社会教育法第2条、第22条第4号のレクリエーションの具現化として)
- 2) 公民館に、来場ポイント制度を導入することを提案します。
- 3) 新たな施設利用者を増やすために、公民館の日を制定(毎月1回)することを提案します。例:毎月第二土曜日。
- 4) 公民館に、小規模ながら、作品展示の場を設けることを提案します。施設の一部に、美術、地域の歴史資料、考古資料、地域の特産物などを展示する常設のギャラリー(博物館)のような機能を設定します。(社会教育法第22条第3号の具現化を図る)
- 5) 公民館を、パブリックビューイングの場としてロビーに大型テレビを設置し、全国的あるいは国際的な行事・試合などを、地域の皆が一緒に鑑賞・観戦できる場を設けることを提案します。

3 地域づくりを担う人材(ボランティア等)の育成を図る

関連:令和元年・2年度答申提案 14~22

提案6 公民館で活動するボランティア同士の連携・協力の促進を図る

公民館でのボランティア活動を、ホームページ等を活用して紹介することを提案します。複数の公民館の活動事例を紹介しあうことは有益です。

提案7 人材発掘のための公民館事業を開設する

事業名は、例えば、「地域の師匠・達人に学ぼう」とします。学習内容については、押し花、絵画、パッチワーク、街歩き、俳句、卓球、切り絵、囲碁、将棋など公民館定期利用サークル活動の中から選び、事業は一回限りではなく、複数回とし、参加者の技量の向上を目指します。

講師・指導者は、公民館定期利用サークルの会員から、適任者を選びます。公民館定期利用サークルから人材を招くことは、地域の人材を活用することにつながります。それは、新たな地域人材の発掘にもなるでしょう。そして、これは、公民館定期利用サークル活動の活性化と、新たな入会の促進にもつながります。

提案8 次の活動につなげる公民館事業を開催する

地区公民館は、日々、創意工夫を凝らした主催事業を実施していますが、残念なことに、単発で終わってしまう事業が多いように見受けられます。主催事業として講座等を実施する場合、事業終了後に学習者が自主サークル（グループ）を立ち上げ、公民館で学習が継続でき、学習成果を活かして、地域の活動に結びつけられる方向性を持つことを提案します

提案9 公民館定期利用サークルとの積極的な連携を図る

- 1) 定期利用サークル（活動団体）の代表者との連絡会議を半年に一回は開催していただくことが望まれます。それは、公民館利用者の意見・要望を公民館事業に反映させることが大事だからです。
- 2) 定期利用サークルは、会員の高齢化等に伴い、会員数が減少しつつあります。あわせて、サークル数も減少しています。この減少に歯止めをかけ、増加に転じさせるため、次の二つの支援策を提案します。
 - イ. 定期利用サークルコーナーを設置する

公民館利用者が目に触れる場所に、サークルの活動内容を掲げた掲示板やサークルと公民館との連絡ボックス（棚など）を設置するなどし、意思の疎通を図ります。

- ロ. 公民館だより等に定期的にサークルの活動内容を紹介する

公民館だよりや館内の掲示板などを通じ、サークルの活動状況の紹介や入会案内の場を設けるなど、サークル活動の支援を強化します。

提案10 サークル等での学びを地域住民の学びに活かす

サークル等での学びや経験を、公民館における講師やリーダーとして、地域住民の学びに活かすことを提案します。そのための人材育成は大切です。

提案11 中高生や地域住民の公民館事業企画立案への参加を図る

中高生に、公民館事業の企画、立案に携わってもらってはいかがでしょうか。また、地域で、公民館主催事業の企画員を募る、あるいはテーマによっては企画を募集することを提案します。

提案12 わが町の誇りを語れる子どもの育成を図る

地域を知り、自然・歴史・町の景観などで、わが町の誇りを語れる子どもの育成を図るため、次のような手順を提案します。1) 地域資源の掘り起こし（お宝探し）：自然・歴史・行事・景観など、2) まとめ・発表：文や写真・動画など、地域への発信も、3) 現地の見学会：子どもによる説明、4) 気に入ったもの（誇れるもの）を選び、まとめる：自分たちの町の自慢を紹介できるようにする。

提案13 若年層（小中学校児童・生徒）の公民館利用の促進を図る

小中学校児童・生徒に興味を持たれる活動内容、あるいは世相を反映した事業の企画・立案の工夫を図ったらいかがでしょうか。

一例として、倉渕公民館では、平成13年以降、19回にわたり中学生の案内による「道祖神の里めぐり」事業を行なっています。これは、地域の少年少女たちが、地域を知り、地域に誇りを持つうえで、すぐれた社会教育活動といえます。このような活動を、他の地域で、また小学児童をも対象にして実施できたら、「わが町の誇りを語る子どもの育成」につながるでしょう。

提案14 保育者を目指す学生の協力による託児の実施を図る

小さな子どもがいる保護者のための学級・講座には、託児があると親切です。その役割は、現在は地域のボランティアの皆さんによって担われています。これに加え、保育者を目指す学生の協力を得ることを検討することを提案します。

学生のうちから、公民館活動にかかわり、ボランティア活動の経験を積むことは、公民館理解者を増やすだけでなく、現代の若者の活動の幅を拓けることにもつながり、公民館・学生の双方に利点（メリット）があると考えます。

4 公民館運営推進委員会活動の活性化を図る

関連：令和元年・2年度答申提案 23～26

提案15 住民が公民館を訪れる機会を増やす創意工夫を図る

住民が公民館を訪れる機会を増やすため、公民館運営推進委員会の部会の創設、活用など、これまでの手法にとらわれない創意工夫を望みます。部会の創設にあたっては、全市一律ではなく、当該地区の地域性を活かし、内容、形態を工夫することが望まれます。

提案16 公民館運営推進委員会が地域住民から見えるよう工夫する

公民館運営推進委員会での話し合いの内容や地域づくりビジョンを館内の掲示物や公民館だよりで紹介することなどで、地域住民に、もっとハッキリ見えるような手だての工夫をすることを提案します。

提案17 地域住民の意見を公民館運営推進委員会へ反映できるよう工夫する

公民館運営推進委員会に、公民館利用者だけでなく、利用者以外の地域住民の意見・要望を反映させる工夫をすることを提案します。

5 公民館利用の利便性の向上を図る

関連:令和元年・2年度答申提案 27~33

提案18 公民館だよりへ地域情報を掲載する

公民館だよりへより多くの地域情報の掲載を図ることを提案します。ときには、特集号あるいは特別号(号外)などの発行も望まれます。また、地域のことに関する連載記事を掲載することも望まれます。本市ではこのようなことを、すでに行なっている先進的な公民館が見られますが、さらに、広く、きめ細かに行なわれることが望まれます。

提案19 自主防災会との連携、および地区全体の防災力の向上を図る

地区公民館は、緊急時の避難所としての役割を持っています。地区公民館が、自主防災会と協力して、地区防災力の向上のための学習会や訓練を実施されることが望まれます。

町内会によっては、個々に住民が地域の自主防災会と協力して地域防災力向上のための試みをしており、これは大変貴重な試みといえます。これを一歩進めて、地区公民館が中核となって音頭をとり、地区全体で、複数の町内会が日ごろの防災訓練の成果を持ち寄り、地区全体の防災力向上のための訓練や学習、情報交換などをおこなうことが望まれます。

提案20 参加しやすい子ども向け事業を企画立案する

すでに行われていることですが、公民館は、小学校や学童保育と情報交換や連携を密にし、学校の行事日程などを鑑みながら、参加のしやすさを考えて、子ども向け事業の計画立案することを提案します。

6 公民館職員の専門性の向上を図る

関連:令和元年・2年度答申提案 34~40

提案21 旧来の社会教育主事有資格者に、社会教育士となるための支援を行う

公民館職員のうち、旧来の社会教育主事有資格者に、さらに必要な単位を修得し、社会教育士と称することができるための学びの機会を提供したい。そのため、「職務に専念する義務の特例に関する条例」(職専免)を適用することを提案します。その学びは、必ずや、高崎市の地域づくりに役立つものと考えます。

参考:平成30年2月28日 文部科学省令第5号。社会教育主事講習等規程第8条第3項、第11条第3項。この省令は、令和2年4月1日から施行されている。

提案22 住民による自主開設事業などを奨励、支援するための研修を実施する

住民による自主開設事業、および住民による企画委員会方式の事業を奨励、支援するためのきめ細かな公民館職員研修を実施することが望まれます。研修項目としては、1) 公民館事業計画の企画・立案（その基本的な考え方）、2) 個々の事業の学習計画の立案と展開、3) 社会教育調査の実際、4) 学級・講座運営の方法と実際、5) 団体（グループ、サークル）運営の方法と技術、6) 公民館事業評価、7) レクリエーション指導の実際、8) 学習推進上の討議法（ディスカッション法など）、9) 情報の収集と整理、活用、10) 広報活動、11) 会議の進め方、司会の実際、シンポジウムやパネルディスカッション等の運営方法など。これらのほか、住民との意思疎通を図る場合に必要となるカウンセリング・マインド（住民の声を聴く＝傾聴）の力量や、成人学習者の理解および成人の学びを促進するための成人教育学（アンドラゴジー）の理解と活用も求められます。

公民館職員による自主的研究・研修については、本市では、下記の参考のとおり、すでに取り組みされています。

参考：高崎市の公民館では、平成30年度から毎年、公民館職員による公民館課題研究という自主研究活動がおこなわれ、その成果は、報告書が作成され、公民館長会、同主事会に報告されて、公民館の日々の活動に役立てられていると聞いています。

研究テーマには現代的な公民館の課題が設定され、課題解決策が模索され、研究結果は日々の実践に活かされています。これは、職員の自主的な取り組みであり、公民館職員の皆さんの積極的な努力に敬意を表すとともに、今後のさらなる実践的研究の充実に期待します。以下に、これまでのテーマを掲げます。

<平成30年度のテーマ> 2 研究チーム

○公民館と主事に関する考察

○これから求められる公民館について～カルチャーセンターからの脱却、公民館だからこそできること～

<令和元年度のテーマ> 3 研究テーマ

○地域と公民館をつなぐ主事～1小学校区1公民館体制の強みを活かして～

○学校との連携の現状と今後の連携の在り方に関する考察

○モバイル(移動)公民館はじめました！～地域の人材発掘を目指した新たな挑戦～

<令和2年度のテーマ> 2 研究テーマ

○ココで公民館～様々な形での個と個の繋げ方、1箇所に集まらない新しい集い方～

○読み飛ばされない公民館だよりを目指して～地域情報の発信で地域と公民館に相乗効果を！～

<令和3年度のテーマ> 1 研究テーマ

○公民館図書室の活性化の工夫～人と人をつなぐ公民館図書の活用を通して～

<令和4年度のテーマ> 3 研究テーマ

○公民館と住民・地域との新たな関係づくり～新しい発想の取り入れへのチャレンジ～

○地域人材の活用について

○地域住民が自然に集まる居場所づくり～公民館ほっと！Hot!Cafe～

提案23 高崎市教育センターでの公民館職員の研究・研修の促進を図る

公民館職員の研修・研究については、公民館だけで行なうのではなく、関連の部署と連携したり、相互乗り入れをしたりすることも重要です。

高崎市教育センター規則の第5条、第6条に、公民館職員を兼任の所員に任命し、社会教育研究を行なう研究員の指導ができるように定めています。また、公民館職員が研究員となることもできると定められています。公民館職員の力量形成のため、また、地域形成に役立つ公民館のあり方の探究のために、この制度の活用が求められます。

かつて、公民館職員が研究所の兼任所員となっていた、また、兼任研究員となって公民館活動の研究を行い、その成果を公民館活動に活かしていた時代がありました。今後、高崎市教育センターにおいて、公民館職員による公民館研究・研修が行なわれることが望まれます。

7 公民館の新たな挑戦

(1) 公民館事業の新たな試み

提案24 先の見通しを持った事業計画を立案する

3か年計画や5か年計画など、先の見通しを持って、現実的に進めていくことができる公民館事業の計画を立てることを提案します。

提案25 住民が主体となった市民自主開設事業の奨励を図る

地域の課題解決や地域づくりをテーマとする市民自主開設事業の奨励を提案します。この事業は、狙いを地域自治育成、人々の協同性を育てることに置き、趣味的・教養的な内容ではなく、あくまでも、地域の課題解決や地域づくりをテーマとすることが望まれます。そして、一つのテーマについて、3年を目安に、公民館主催事業として実施することを提案します。

提案26 社会教育主事（社会教育士）を中心とした部局間交流を図る

社会教育主事勤務経験のある市長部局職員と公民館に在勤中の職員が、地域づくりの課題の解決に向けた事業で連携できる機会を設けることを提案します。

(2) 公民館事業の見直しを

提案27 継続性のある学びの機会を提供する

ここ数年の、『高崎市の公民館』を見ると、公民館の一つひとつの事業の回数が少ないことに気づきます。ある程度、継続性のある学びの機会を企画し、住民に提供することを提案します。かつて、地区公民館で、家庭教育学級が最低 10 回、高齢者学級が 10 回、成人の大学教養課程レベルの講座（例：成人大学講座）が 10 回という事業が多く見られました。

なお、公民館で「学級」という場合は、学習者（住民）が企画や運営に積極的に関わる学習活動をいい、「講座」という場合は、ある一定の事柄やテーマについて体系だって学ぶ学習活動をいいます。ちなみに、語学、料理、パソコン、歌唱、創作、その他、技術的な事柄を習得する場合は「教室」といってきました。近年の公民館事業には、教室に該当する事業が多いように見受けられます。本来の意味の学級・講座にも力を入れることを希望します。

提案28 公民館 4 事業の見直しを行う

平成 27・28 年度高崎市公民館運営審議会答申、答申 I、1（1）において、公民館 4 事業の見直しが必要であると指摘しています。改めて公民館 4 事業の見直しを提案します。時代が大きく変わった昨今の状況への対応が急務と考えます。同時に、この件については関係各部署との調整が必要になるでしょう。従って再構築に向けて関係部署横断的な検討委員会等の設置が求められます。

現行の公民館 4 事業

- ライフアップ推進事業（キーワード：課題解決）
- キャリアデザイン支援事業（キーワード：チャレンジ）
- 地域づくり支援・ボランティア養成事業（キーワード：地域づくり）
- 図書ボランティア活動支援事業（キーワード：心豊かな子どもの育成）

むすび

以上、提案をします。つきましては、高崎市公民館連絡協議会では、これらを検討していただき、実現可能なものから順次、実施、推進されることを希望します。また、これらの提案について検討され、実施の見通しについては、令和6年3月の審議会までにご回答くださるよう要請します。

高崎市は、昭和40年代から、小学校区ごとに地区公民館を設置する努力をしてきました。今後も市内全域に、一小学校区一公民館の体制を目指しつつ、公民館活動を充実させ、新しい地域社会の基盤をつくり、公民館事業の重点テーマ「心豊かな活力ある人づくり、地域づくり」の実現につながることを希望します。

令和3・4年度 高崎市公民館運営審議会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
第1回	令和3年 7月28日(水) 午後1時30分 ～2時27分	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 委嘱状交付 2 会長、副会長の選出について 3 令和元・2年度答申について
第2回	9月21日(火) 午後1時30分 ～3時28分	高崎市 六郷公民館	六郷公民館の取り組みについて
第3回	10月27日(水) 午後1時30分 ～3時40分	高崎市 中央公民館 集会ホール	高崎市公民館研究集会へ参加 記念講演「これからの地域づくりと公民館の役割」
第4回	令和4年 3月8日(火) 午後1時30分 ～3時15分	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 高崎市公民館長任命に関する意見聴取 2 令和3年度高崎市公民館事業実績報告・審議 3 令和元・2年度答申への取り組み 3 令和3・4年度諮問について
第5回	7月22日(金) 午後1時30分 ～3時5分	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 委嘱状交付 学識経験者1名 2 令和3・4年度提案（意見具申）について 3 専門委員会の設置について
第6回	12月7日(水) 午後3時10分 ～5時15分	高崎市 北公民館	1 北公民館の取り組みについて 2 令和3・4年度提案（意見具申）について
第7回	3月10日(金) 午後1時30分 ～3時7分	高崎市 中央公民館 集会ホール	1 高崎市公民館長任命に関する意見聴取 2 令和4年度高崎市公民館事業実績報告・審議 3 令和3・4年度提案（意見具申）について

専門委員会実施報告

	開催日時	開催会場	内 容
第1回	令和4年 7月1日(金) 午後1時30分～3時25分	高崎市 中央公民館 集会ホール	公民館職員との意見交換会
第2回	11月9日(水) 午後1時30分～3時40分	高崎市 中央公民館 第2集会室	提案(意見具申)の作成について
第3回	令和5年 1月25日(水) 午後1時30分～3時30分	高崎市 中央公民館 第2集会室	提案(意見具申)の作成について

委員に関わる公民館行事

開催日	会議・事業	場 所
令和3年 5月14日(金)	群馬県公民館連合会総会	書面開催
9月16日(木)	群馬県公民館連合会公運審部会総会	書面開催
10月29日(金)	第43回全国公民館研究集会 兼 第61回関東甲信越静公民館研究大会山梨大会	動画配信
令和4年度 6月3日(金)	群馬県公民館連合会総会	高崎市中央公民館
10月27日(木) 28日(金)	第44回全国公民館研究集会 兼 第62回関東甲信越静公民館研究大会茨城大会	オンライン開催
11月15日(火)	西部ブロック公民館研究集会	富岡市生涯学習センター
令和5年 1月27日(金)	群馬県公民館連合会公運審部会総会	みどり市笠懸公民館
1月27日(金)	第37回群馬県公民館研究集会 兼 公運審部会研修会 兼 東部ブロック公民館研究集会	ゲンエイホール PAL (笠懸野文化ホール)

令和3年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
1	前島 朗	高崎市小学校長会（高崎市八幡小学校長）	

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
2	櫻井 怜	公益社団法人高崎青年会議所	
3	星野 雅代	高崎市PTA連合会副会長	
4	串田 昭光	高崎ユネスコ協会長	
5	三澤 憲一	高崎観光ガイドの会長	

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
6	小屋 美香	育英短期大学教授	
7	内田 祥子	高崎健康福祉大学准教授	

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
8	林 恒徳	高崎市議会教育福祉常任委員長	
9	湯浅 賢一	高崎市区长会副会長	
9	山崎 紫生	文科創生研究所代表	
11	小見 勝栄	学童クラブ園長、元教育委員長	副会長
12	植原 孝行	元群馬大学講師	会長
13	戸塚 光久	倉渕地区選出委員	
14	山口 堅二	箕郷地区選出委員	
15	中司 恵理	群馬地区選出委員	
16	丸茂 ひろみ	新町地区選出委員	
17	岡田 文男	榛名地区選出委員	
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
19	秋山 美和子		
20	小高 広大		

令和4年度 高崎市公民館運営審議会委員名簿

第1号委員（学校教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
1	前島 朗	高崎市小学校長会（高崎市八幡小学校長）	

第2号委員（社会教育の関係者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
2	櫻井 怜	公益社団法人高崎青年会議所	
3	星野 雅代	高崎市PTA連合会副会長	
4	串田 昭光	高崎ユネスコ協会会長	専門委員
5	三澤 憲一	高崎観光ガイドの会長	専門委員

第3号委員（家庭教育の向上に資する活動を行う者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
6	小屋 美香	育英短期大学教授	専門委員
7	内田 祥子	高崎健康福祉大学准教授	専門委員

第4号委員（学識経験のある者）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
8	大竹 隆一	高崎市議会教育福祉常任委員長	
9	湯浅 賢一	高崎市区长会副会長	
9	山崎 紫生	文科創生研究所代表	
11	小見 勝栄	学童クラブ園長、元教育委員長	副会長 専門委員
12	植原 孝行	元群馬大学講師	会長 専門委員
13	戸塚 光久	倉渕地区選出委員	専門委員
14	山口 堅二	箕郷地区選出委員	
15	中司 恵理	群馬地区選出委員	専門委員
16	丸茂 ひろみ	新町地区選出委員	
17	岡田 文男	榛名地区選出委員	
18	新 利恵子	吉井地区選出委員	

第5号委員（公募した市民）

No.	氏名	推薦団体・役職等	備考
19	秋山 美和子		専門委員
20	小高 広大		専門委員